

小規模事業者の皆様へ

経営改善資金融資

(マル経)

安心して借りられる、国の“無担保・無保証人”の融資です。

マル経資金は「経営を改善するために事業資金を借りたいが、担保もなく、保証人もない」といった小規模事業者の皆様の悩みを解決するために、商工会議所が経営指導にもとづいて(株)日本政策金融公庫に推薦し無担保・無保証人で貸出される国の融資制度です。

融資限度額

2,000 万円

(10 万円単位)



資金使途
利 率

運転及び設備資金

年 2.60% (R8.7.1 現在)

利率は金融情勢により変わります。
最新情報は、公庫 HP (こちら⇒)
でご確認ください。



返 済

運転資金 10 年以内の月賦 (据置期間 2 年以内)

設備資金 10 年以内の月賦 (据置期間 2 年以内)

担保・保証人

不要

ご利用できる小規模事業者の方

- ①従業員数 (役員、家族従業員等を除く)
製造業・宿泊業・娯楽業・その他… 20 人以下
商業・サービス業…………… 5 人以下

- ②営業年数
市内で 1 年以上営業している方
(平成 17 年 2 月 12 日現在における菊川町、豊田町、豊浦町、
豊北町の区域を除く)

- ③納税
所得税 (法人税)、事業税、住民税 (市民税・県民税)
を完納している方。

- ④資格
原則として 6 ヶ月以前から商工会議所の経営指
導を受け、経理等内容が明らかな方。

※(株)日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用でき
ません。
※財務内容等によってはご利用いただけない場合があり
ます。

ご用意いただくもの

- ①前期・前々期の決算書 (勘定科目明細書等添付)、
決算後 6 ヶ月を経ている場合は最近の試算表
②前期・前々期の確定申告書 (控)
③所得税 (法人税)、事業税、住民税 (市・県民税) の
領収書又は納税証明書
④借入金 (住宅ローンも含む) 返済案内書等
⑤設備資金の場合は見積書、契約書等
⑥法人の場合は会社の全部事項証明書 (履歴事項証
明書)
⑦土地・建物の登記事項証明書又は要約書
⑧申込金額が 1500 万円超の場合、事業計画書の
提出等が必要です。

※最初から必要のないものもあります。
また他にご用意していただく場合もあります。

まずは
お電話
ください

下関商工会議所
TEL083-222-3333

中小企業相談所
下関市南部町 21-19
FAX083-222-4094

◆個人情報の管理については万全を期し、相談内容についても守秘義務を厳守いたします。